

平成22年度 中野区区政情報の公開に 関する条例の運営状況の報告について

中野区区政情報の公開に関する条例第17条の規定により別紙のとおり
運営状況を報告する。

中野区長 田中大輔

目 次

平成 2 2 年度区政情報の公開に関する条例の運営状況

	頁
1. 公開請求状況及び公開・非公開等決定状況	1
2. 実施機関別の公開請求状況	1
3. 請求者の状況	1
4. 請求情報の内容	2
5. 公開の方法	2
6. 公開の事務手数料等	2
7. 審査会の開催状況	2
8. 情報公開事務処理状況	2 (別冊のとおり)
9. 不服申立ての処理状況	3

1. 公開請求状況及び公開・非公開等決定状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
請求件数	29	16	15	17	16	39	10	24	15	22	22	12	237	
決定内容	公開	21	10	8	9	12	33	5	18	12	21	20	11	180
	一部公開	8	5	2	6	2	4	4	5	2	1	2	1	42
	非公開	0	1	5	1	1	2	1	1	1	0	0	0	13
	文書不存在	0	0	1	1	1	2	1	0	0	0	0	0	6
	却下	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	存否応答拒否	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

2. 実施機関別の公開請求状況

実施機関		計
区 長	政策室	8
	経営室	17
	管理会計室	0
	会計室	0
	区民生活部	8
	子ども家庭部	1
	保健福祉部	90
	都市整備部	77
	まちづくり推進室	6
	計	207
教育委員会		14
選挙管理委員会		1
監査委員		1
区議会		14
総 計		237

3. 請求者の状況

請求者の区分	件数
1 中野区の区域内に住所を有する者	48
2 東京都の区域内に住所を有する者(1の者を除く)	133
3 東京都の区域外に住所を有する者	56
合 計	237

4. 請求情報の内容

請求情報の内容	件数
一般区政情報	205
法人等の情報	14
行政執行情報	16
国等との協議により作成した情報	1
意思決定過程情報	0
個人情報	1
その他	0
合計	237

5. 公開の方法

公開の方法	件数
閲覧	21
写しの交付	173
閲覧・写しの交付	5
視聴	0
電子メールによる送信	23
合計	222

6. 公開の事務手数料等

公開の事務手数料の合計額

391,500円

7. 審査会の開催状況

(1)開催回数 11回

(2)審議事項等

- ・ 不服申立ての審査について
- ・ 情報公開事務処理状況の報告について

8. 情報公開事務処理状況

別冊のとおり

9. 不服申立ての処理状況

(1)

請求年月日	平成17年6月17日
決定年月日	平成17年8月5日
請求情報の内容	中野区職員の顔写真関係文書
決定区分	非公開
公開することができない部分	職員の顔写真
公開することができない理由	個人情報保護のため。
不服申立	平成17年8月31日実施機関（区長）に異議申立書が提出された。
審査会の 処理状況	平成17年9月27日 実施機関から諮問を受けた。
	平成18年3月30日 実施機関から非公開の理由説明書を受理した。
	平成18年5月8日 異議申立人から意見書を受理した。
	平成22年1月13日 実施機関から事情を聴取した。
	平成22年1月13日 異議申立人から意見を聴取した。
平成22年4月5日 答申	
審査会審査日程	平成18年3月31日、4月19日、5月24日、6月16日、7月21日、平成21年4月17日、12月18日、平成22年1月13日、2月19日、4月5日
審査会の結論	原決定を支持
実施機関の決定	答申のとおり

(2)

請求年月日	平成21年2月12日
決定年月日	平成21年4月13日
請求情報の内容	警察大学校等跡地地区景観検討委員会に関する以下の資料 ① 設置の起案書 ② 委員名、委員の選考過程がわかるもの ③ 第1回から第3回までの会議開催における開催日時、場所、議事次第、配布された資料、参加者名、発言内容、会議の内容に関する全ての記録類 ④ 出席に関する報酬、費用弁償等の記録
決定区分	一部公開
公開することができない部分	第1回から第3回までの会議開催において配付された資料
公開することができない理由	行政と開発事業者が共同で作成したもので、事業者保護情報が含まれており、このような情報を公にすることは、行政と開発事業者との信頼関係が損なわれる恐れがあるとともに、自由な意見の交換や意思決定の客観性が損なわれる恐れがあり、行政執行上著しい支障が生じる恐れがあるため。
不服申立	平成21年4月27日実施機関（区長）に異議申立書が提出された。
審査会の 処理状況	平成21年5月11日 実施機関から諮問を受けた。
	平成21年6月18日 実施機関から理由説明書を受理した。
	平成21年6月25日 異議申立人から意見書を受理した。
	平成23年3月23日 実施機関から事情を聴取した。

(3)

請求年月日	平成 21 年 2 月 23 日	
決定年月日	平成 21 年 4 月 24 日	
請求情報の内容	中野駅周辺まちづくり調査検討委員会専門部会 第 1 回 (2003 年 8 月 28 日) から第 4 回 (2004 年 3 月 23 日) の会議配布資料 (議事要旨は除く)	
決定区分	一部公開	
公開することができない部分	委嘱状 (第 1 回における参考資料)	
公開することができない理由	委員へ交付し、資料が存在しないため。	
不服申立	平成 21 年 5 月 7 日実施機関 (区長) に異議申立書が提出された。	
審査会の 処理状況	平成 21 年 6 月 4 日	実施機関から諮問を受けた。
	平成 21 年 7 月 3 日	実施機関から理由説明書を受理した。
	平成 21 年 7 月 31 日	異議申立人から意見書を受理した。
	平成 23 年 3 月 23 日	実施機関から事情を聴取した。

(4)

請求年月日	平成 21 年 4 月 13 日	
決定年月日	平成 21 年 4 月 28 日	
請求情報の内容	警察大学校等跡地の開発に係る 2008 年 10 月 22 日の住民説明会で (独) 都市再生機構の担当者から説明のあった今回の開発に係る自動車の新規発生量が 9,000 台の根拠となっている調査報告書、調査資料	
決定区分	非公開	
公開することができない部分	警察大学校等跡地に係る先行 3 事業者が作成した企画提案書	
公開することができない理由	事業者の保護すべき情報を含んでおり、都市計画決定の前段階において公開することが、行政の事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあるため。	
不服申立	平成 21 年 5 月 7 日実施機関 (区長) に異議申立書が提出された。	
審査会の 処理状況	平成 21 年 6 月 4 日	実施機関から諮問を受けた。
	平成 21 年 7 月 3 日	実施機関から理由説明書を受理した。
	平成 21 年 7 月 31 日	異議申立人から意見書を受理した。
	平成 23 年 3 月 23 日	実施機関から事情を聴取した。

(5)

請求年月日	平成21年5月21日
決定年月日	平成21年6月5日
請求情報の内容	警察大学校等跡地の地区整備計画における2009年4月14日に都市計画審議会に提案された中野4丁目地区地区計画変更について杉並区高円寺1丁目地区の住宅及び警察大学校等跡地内に予定される高円寺1丁目の新設公園には、法律で定められた日影規制などをはじめとした各種の違法性が生じないかどうかを、中野区あるいは必要な手続き機関として確認、検討したことがわかる資料一式
決定区分	非公開
公開することができない部分	平成20年10月31日中野区都市計画審議会資料「資料2地区全体の複合日影の影響」を作成した根拠となる資料
公開することができない理由	この資料については警察大学校等跡地地区開発協議会で作成し、本協議会の内容の公開は、警察大学校等跡地地区のまちづくり事業の執行に著しい影響を与える恐れが大きいため、非公開の取扱いを区議会建設委員会に報告している。当該資料は本協議会の資料であり、公開することが、事業の執行に著しい影響を与え、区民利益を阻害する恐れがあるため。
不服申立	平成21年6月25日実施機関（区長）に異議申立書が提出された。
審査会の 処理状況	平成21年6月30日 実施機関から諮問を受けた。
	平成21年7月24日 実施機関から理由説明書を受理した。
	平成21年8月19日 異議申立人から意見書を受理した。
	平成23年3月23日 実施機関から事情を聴取した。

(6)

請求年月日	平成21年6月19日
決定年月日	平成21年6月26日
請求情報の内容	現況平面図及び求積図、工事現場写真
決定区分	一部公開
公開することができない部分	測量士の氏名、住所、電話番号
公開することができない理由	個人情報保護のため。
不服申立	平成21年7月3日実施機関（区長）に異議申立書が提出された。
審査会の 処理状況	平成21年7月24日 実施機関から諮問を受けた。
	平成21年9月1日 実施機関から理由説明書を受理した。
	平成21年9月18日 異議申立人から意見書を受理した。
	平成22年1月8日 異議申立人から補充意見書を受理した。
	平成22年8月27日 実施機関から事情を聴取した。
	平成22年10月12日 答申
審査会審査日程	平成21年9月11日、10月28日、平成22年3月5日、5月17日、6月11日、7月23日、8月27日、9月27日
審査会の結論	実施機関は、受託者欄の記載を開示すべきものと認める。 その余に関する実施機関の処分は相当と認める。
実施機関の決定	答申のとおり

(7)

請求年月日	平成22年5月7日
決定年月日	平成22年5月14日
請求情報の内容	<p>公益活動情報コーナーの業務打ち切り決定前に「区民の意見を聞く場」を設けた場合の記録、日時、参加者、内容のわかる会議録・メモなど一切のもの。</p> <p>2010年2月23日、第一回定例会にて副区長答弁＝「区議会だより、区長答弁」（区議会議員の一般質問）の裏づけとなるもの。</p>
決定区分	一部公開
公開することができない部分	「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」素案に関する意見交換会等の記録中、公益活動情報コーナーの業務打ち切りに関する記録箇所
公開することができない理由	「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」素案に関する意見交換会等において、公益活動情報コーナーに関する質問はなく、よって上記の記録箇所が存在しないため。
不服申立	平成22年6月14日実施機関（区長）に異議申立書が提出された。
審査会状の状況	平成22年6月21日 実施機関から諮問を受けた。
	平成22年7月20日 実施機関から理由説明書を受理した。
	平成22年8月20日 異議申立人から意見書を受理した。

(8)

請求年月日	平成22年6月2日
決定年月日	平成22年6月8日
請求情報の内容	中野区新井2-0-0 00ビルの簡易専用水道の届出書、設置時及び廃棄時
決定区分	非公開
公開することができない部分	請求情報の内容と同じ
公開することができない理由	<p>届出書不存在のため</p> <p>対象施設が「簡易専用水道」の場合は、水道法第34条の2の適用を受けるが、設置や廃止に対する届出の定めはない。また、区には簡易専用水道に関する条例等を定めていないので、簡易専用水道の設置や廃止に対する届出規定はない。</p> <p>上記の理由により設置者からの届出は存在しない。</p>
不服申立	平成22年6月22日実施機関（区長）に異議申立書が提出された。
	平成22年8月11日実施機関（区長）に異議申立取下げ書が提出された。
審査会状の状況	平成22年6月25日 実施機関から諮問を受けた。
	平成22年7月9日 実施機関から理由説明書を受理した。
	平成22年8月18日 実施機関から諮問取下げの通知を受けた。

(9)

請求年月日	平成22年7月9日
決定年月日	平成22年8月20日
請求情報の内容	(独)雇用能力開発機構が中野サンプラザのアスベストの有無について調査した結果、問題ないと中野区等に明示した文書
決定区分	一部公開
公開することができない部分	「売買物件に関する表明保証及び容認事項についての覚書」のうち以下の部分 第1条6の一部、第1条6の(1)から(3)のすべて、第1条6の(4)の一部、機構の法人の印影、所有会社の法人の印影、覚書別紙のすべて
公開することができない理由	事業者情報(営業活動上の情報、信用関係の情報、法人等の内部情報)であり、公開することにより、民間事業者間の市場競争の中にある事業者の権利、競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を害し、民間事業活動に支障を及ぼす恐れのあるため。
不服申立	平成22年9月10日実施機関(区長)に異議申立書が提出された。
審査会の 処理状況	平成22年9月24日 実施機関から諮問を受けた。
	平成22年10月19日 実施機関から理由説明書を受理した。
	平成22年10月25日 異議申立人から意見書を受理した。
	平成23年1月20日 異議申立人から補充意見書を受理した。
	平成23年1月21日 実施機関から事情を聴取した。
	平成23年3月22日 実施機関から理由説明書(補充)を受理した。

(10)

請求年月日	平成22年9月22日
決定年月日	平成22年10月4日
請求情報の内容	2009年10月9日開催の第33回中野区教育委員会定例会会議録にある教育長職務代理者(=現教育長)の以下の発言を裏付けるもの。 「…それから、議員から(中略)連携教育ということで、一貫校をぜひ設置しろと。施設一体型の一貫校を設置しろということで…」(区議会議員がそのような発言をした事実がわかるもの)
決定区分	非公開
公開することができない部分	請求情報の内容と同じ
公開することができない理由	教育長職務代理者の口頭報告については、資料を作成しておらず、発言を裏付けるものが存在しないため。 教育長職務代理者の「施設一体型の一貫校」の発言は「一貫校」の誤りであった旨、2010年10月1日開催の中野区教育委員会第29回定例会で報告している。
不服申立	平成22年10月13日実施機関(教育委員会)に異議申立書が提出された。
審査会の 処理状況	平成22年10月27日 実施機関から諮問を受けた。
	平成22年11月17日 実施機関から理由説明書を受理した。
	平成22年12月17日 異議申立人から意見書を受理した。

(11)

請求年月日	平成22年8月11日
決定年月日	平成22年8月25日
請求情報の内容	中野区小規模給水施設の衛生管理に関する指導要綱（昭和61年10月30日要綱第116号）第4条（1）による中野区新井2-〇-〇 〇〇ビルの給水施設設置届
決定区分	非公開
公開することができない部分	中野区小規模給水施設の衛生管理に関する指導要綱（昭和61年10月30日要綱第116号）第4条（1）による中野区新井2-〇-〇 〇〇ビルの給水施設設置届
公開することができない理由	文書不存在のため。 当該ビルの受水槽に関しては、設置者からの届出が行われていないため。
不服申立	平成22年10月22日実施機関（区長）に異議申立書が提出された。
審査会 の 処 理 状 況	平成22年11月5日：実施機関から諮問を受けた。 平成22年12月3日：実施機関から理由説明書を受理した。 平成22年12月22日：異議申立人から意見書を受理した。

(12)

請求年月日	平成22年8月12日
決定年月日	平成22年8月30日
請求情報の内容	中野区における請求者家族の強制保護に関する情報公開可能な一切の資料
決定区分	存否応答拒否
公開することができない部分	請求情報の内容と同じ
公開することができない理由	特定個人の個人生活に関する情報であるため。
不服申立	平成22年10月29日実施機関（区長）に異議申立書が提出された。
審査会 の 処 理 状 況	平成22年11月10日：実施機関から諮問を受けた。 平成22年12月15日：実施機関から理由説明書を受理した。

(13)

請求年月日	平成22年10月26日
決定年月日	平成22年11月10日
請求情報の内容	①西武新宿線連続立体交差計画の中野区が駅前広場を設計することについて、バス会社や警察の条件やそのことについて話し合っていた経緯の記された資料 ②西武の地下化が先なので、隣接する家は地下が20メートル以上掘削されるわけだから地盤の心配が生じる。それについての説明
決定区分	一部公開
公開することができない部分	西武新宿線駅前広場等に関する打合せ議事録 ① 協議場所・区以外の出席者の役職・氏名・協議の内容の一部 ② 情報すべて
公開することができない理由	① 議事の内容は区が行う交渉過程の内容であり、情報を公開することにより協議対象者と区の円滑な協議や、計画検討に支障を及ぼす恐れがあるため。区以外の出席者氏名については個人情報であるため。 ② 鉄道の地下化工事は、連続立体交差事業として東京都が事業主体となって実施されるものであり、請求の対象となる資料は中野区に存在しないため。
不服申立	平成23年1月4日実施機関（区長）に異議申立書が提出された。
審査会 処 理 状 況	平成23年1月18日 実施機関から諮問を受けた。 平成23年2月24日 実施機関から理由説明書を受理した。 平成23年3月25日 異議申立人から意見書を受理した。

平成22年度 中野区区政情報の公開に関する条例
の運営状況の報告について

情報公開事務処理状況

(1) 全部公開決定分事務処理状況	180 件	……………	1 ページ
(2) 一部公開決定分事務処理状況	42 件	……………	27 ページ
(3) 非公開等決定事務処理状況	15 件	……………	37 ページ
	237 件		